

## 第6回水先人の人材確保・育成等に関する検討会（議事概要）

日 時：平成28年6月23日(木)15:00～16:00

場 所：TKP ガーデンシティ永田町 2階 カンファレンスルーム 2E

出席者：赤峯委員、池谷委員、今津委員、大泉委員、太田委員、落合委員（座長）、小野委員、門野委員、小島委員、佐々木委員、竹口委員、西本委員、根本委員、羽原委員、福永委員、前田委員、松浦委員、渡部委員

### 【国土交通省】

羽尾海事局長、七尾審議官、橋本海技・振興課長、大橋次席海技試験官、長瀬海技・振興課企画調整官、前田海技・振興課水先業務調整官、小池港湾局計画課港湾計画審査官（オブザーバー）、笠尾海上保安庁交通部航行安全課長（オブザーバー）

### 【（一財）海技振興センター】

伊藤理事長、山内常務理事、古田常務理事、庄司技術・研究部長

## 1. 議事

- （1）とりまとめ案（審議）
- （2）検討会スケジュール（修正案）
- （3）米国水先人制度実態調査（報告）
- （4）その他

## 2. 議事概要

- （1）とりまとめ案（審議）

事務局からとりまとめ案（資料2）について説明の後、質疑応答及び審議を行った結果、全会一致で了承が得られた。

主な質疑応答又は意見は次のとおり。

### ①複数免許取得の円滑化及び支援 他（【資料2】3.（2）② 他）

- とりまとめ（案）により期待する効果如何。
- 中小規模水先区対策については一定の成果を得た。近隣水先区との連携強化、そのための複数免許取得の円滑化及び支援等を講じることにより、当分の間、人材確保に資するものと期待。内海水先区対策等については、今後の検討会において結論を

得たい。

- 複数免許取得のための養成期間を短縮したが、安全の観点から問題が生じていないか評価してほしい。
- 中小規模水先区固有の知識・技能の習得に限定することで、養成期間を合理的に短縮したもの。平成 28 年度から各水先人会において、所属水先人を対象とした水先業務の検証制度が運用開始されることになっており、この制度の中で対応できるのでないかと考えている。

## ②水先人会会則の実効性強化、水先人の責任の制限（【資料 2】 3. (3)②、④）

- 水先人と水先人会との連帯責任関係はない旨記載があるが、水先人会会則の実効性を強化すると連帯責任が発生するのではないか。
- 水先人会は、個々の水先業務を指導・監督するための組織ではなく、判例（神戸地判平成 27 年 9 月 3 日）によると水先人との連帯責任関係は認められていない。
- 水先人会による水先人の選任に過失があった場合、水先人会が責任を負う可能性はあるが、取りまとめ案 3. (3)④ウ) の趣旨は、水先人会が当然に連帯責任を負うものではないとの原則論を記載したものと理解することとする。
- 本船が水先人の助言により運航中に管制違反をした場合、事故に至らなくても、船長も罪に問われることもある。水先の引受窓口である水先人会が、当該水先人に対して何らかの制限を加えることができるよう、会則の実効性を強化するとの理解でよろしいか。
- 具体的な事案については承知していないが、水先業務上の危険性を防止するため必要な場合は、業務制限の対象にできると考えている。

## ③水先人による水先類似行為のあり方（【資料 2】 3. (3)⑩）

- 水先区の見直しとも関係するが、水先人による水先類似行為のあり方は、全体の業務量の適正な配分が問われるものであり、速やかに検討してほしい。
- この問題は、LNG 船や VLCC のような大型危険物積載船が類似行為の対象となっていることから国として安全確保をどのように考えるのか、また一方で、類似水域で大型客船の入港時に、地元の関係者からなる協議会等で安全対策を検討した結果、水先人の乗船が求められることが多く、後継者不足が見込まれる中、どのように対応すべきか整理してもらいたいとの観点から問題提起したもの。
- 水先区の見直しについては、水先法施行令改正の閣議決定にかかっているので、単年度の実績をもって水先区を廃止するのではなく、複数ヶ年にわたる水先業務の状況・背景を適切に分析したうえで検討する。水先人が行っている水先類似行為水域については、後継者不足が見込まれる中で水先区化すると、人材確保が課題となるので、

中長期的課題とした。

**④水先人養成支援対象者の募集要件の英会話能力**（【資料2】3. (3)⑪）

- 水先人養成支援対象者の英会話能力については、当該対象者の募集時にフィルターをかけると、人材確保の裾野が広がらないので、養成期間中に、研修等により英会話能力の強化を図ることを検討してほしい。
- 水先人・ユーザーともに、募集時のフィルターを緩和して、養成期間中に英会話能力を身に付けることができるのか大変強い問題意識を有していることや、国際的にも BRM の重要性が高まっていることを踏まえると、柔軟な対応を検討することは困難。
- 英会話能力の向上は本人の自助努力によるところが大きいことや能力が向上しなかった場合の投資対効果を考慮すると、入口での緩和提案には反対。

(2) 検討会スケジュール（修正案）

事務局から検討会スケジュールの修正案（資料3）について説明の後、委員に対して今後とも検討会への参画をお願いするとともに、質疑応答及び審議を行った。主な質疑応答又は意見は次のとおり。

- 最終とりまとめのスケジュール如何。
- 次回以降、スケジュールをより明確化したい。
- 第8回検討会では、水先人の責任の制限に関するものとして、水先人が損害賠償責任を負う場合のリスクマネジメント、例えば保険等の措置も審議してはどうか。
- 第8回検討会において、神戸地判平成27年9月3日の控訴審判決を踏まえて、ある程度まとめた案をお示しするので、ご審議いただきたい。

(3) 米国水先人制度実態調査（報告）

（一財）海技振興センターから米国水先人制度実態調査報告（資料4）について説明の後、伊藤理事長から現地調査団の団長を務めた羽原委員はじめ関係者に感謝の意を表明するとともに、質疑応答を行った。主な質疑応答は次のとおり。

- 米国の水先人組織や水先人の責任に係る州法の規定について、もう少し具体的に調査結果の概要を再確認したい。
- 州法の規定を具体的に見たわけではないが、水先人は個人事業主であるものの、州

法により水先人組織（協会）が水先料の収受、水先人のローテーション及び水先収入の配分を行うことを認めており、これにより競争法上の問題はないこと、また、水先人は、船主との関係では、訴訟行為は自由であるが、州法により故意・重過失以外は責任はないと決められていることを、米国の水先人は明確に述べていた。

（４）その他

（一社）日本船主協会から、荷主も、ユーザーの一として、水先人の人材確保の問題が船舶交通の安全に影響を与えないか関心を有しているので、荷主の意見も聴いてほしい旨の提案があり、事務局から、提案内容の具体を改めて聴いたうえで検討したい旨回答した。

次回の検討会は、今後、事務局より日程調整を行う。

以上